

建設工事競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、建設工事（以下「工事」という。）の請負契約、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務等建設関連業務（以下「業務」という。）の委託契約並びに工事材料の製造請負契約について、川根本町が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債権
- (4) 町が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の単価は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第6条 指名の通知（入札執行について通知することをいう。以下同じ。）を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより申し出により申し出るものとする。

- (1) 入札の執行前の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 電子入札システムを使用するとき。 入札締切日時までに電子入札システムにより入札を辞退する旨を届け出ること。ただし、やむを得ないと認められる場合には、発注者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

イ 紙入札によるとき。 入札辞退届を当該指名の通知をした担当課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）をすること。

- (2) 入札の執行中の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める方法

ア 電子入札システムを使用するとき。 電子入札システムにより入札を辞退する旨を届け出ること。

イ 紙入札によるとき。 入札辞退届又はその旨を明記した川根本町建設工事執行規則（平

成 17 年川根本町規則第 94 号)第 8 条第 1 項に規定する入札書を入札箱に投入すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 6 条の 2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に低触する行為を行ってはならない。

(入札)

第 7 条 入札書（電子入札システムによる入札書に限る。）は、公告又は指名の通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札書による場合は、別紙様式により作成し、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。

3 入札参加者は、代理人を入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の書換え等の禁止)

第 8 条 入札書は、その提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第 9 条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が 1 名の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

4 入札箱に入札書を投入した者が 1 人のときは、当該入札は、行わなかったものとする。この場合、その入札書は、開封しないで返却する。

(開札)

第 10 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせる。電子入札による場合であって、紙入札による参加者がいないとき、又は立会いを希望する入札者がいないときは、この限りでない。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時及び場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない者のした入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について 2 人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札
(落札者の決定)

第 12 条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要であると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第 13 条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、速やかに再度の入札を行う。

2 次のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 第 11 条第 1 号から第 4 号まで及び第 8 号から第 11 号までの規定に基づき無効とされた入札
- (2) 前条第 3 項の規定による最低制限価格に達しない入札

(再度入札の入札保証金)

第 14 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 15 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行う。ただし、紙入札による場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、該当入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない町職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第 16 条 開札した場合において、落札者があるときは電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第 17 条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、別記契約書式により契約書(契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成し契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第 18 条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては、前条の規定を準

用する。

(契約の確定)

第 19 条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が 5 千万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年川根本町条例第 55 号）の定めるところにより、議会の議決があったときに、当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第 20 条 入札保証金（これに代わる担保を含む。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては、当該契約を締結した際に、返還する。

(契約保証金)

第 21 条 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 22 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 町長が確実を認める社債
- (5) 銀行その他町長が確実を認める金融機関の保証
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては額面金額、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する額、同項第 5 号及び第 6 号に掲げるものにあつてはその保証する金額とする。

(履行保証保険証券等の提出)

第 23 条 落札者は、第 21 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合は又は前条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

2 落札者は、前項の規定による保険証券等の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であつて、町長が別に定める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、同項の規定による保険証券等の提出をしたものとみなす。

(入札の保証金の契約保証金への充当)

第 24 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

(異議の申立て)

第 25 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第 26 条 この心得は、随意契約について準用する。

附 則

この規定は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年10月18日から施行する。

附 則

この心得は、令和8年3月1日から施行する。